

別記(四) 回答

八條商會ニ對シ定時同就意見アリセラレタキコト 發着者ニ對シ今後定時同(十州商會) 就意見アリス

ハ工賃カ今後値下ケセサルコト

現在会社ト工賃値下ケノ計圖ナレ尚今後ニ於テ又会社ノ許入限リ値下ケセズ

云々發着者ニ對スル特別手当ヲ今後ノ發着トセラレタキコト 本件ハ其時ノ会社ノ全済状態及解雇事情等ニ依リ異々之ノニレテ現立チテ之ヲ

之期スルハ不可能ナリ 公同ニ減着者ニ對シ特別手当ヲ金百圓ニ増額セラレタキコト 特別手当増額ニテシテハ重後會ニ於テ五十圓会社トシテ十五圓(假親會基金中)ニ

コト又シタルコト 以上各ノ臨時工ノ人選ヲ減着者一月ニ一任セラレタキコト 本件ハ撤回ス

公同中ノ日当支給セラレタキコト 紛争中ノ日当ハ会社トシテ支給セラルルヲ皆勤賞具ニテ係リ之ニ適合、一月ヲ限リ

テ同中ノ人 以上

財團法人協調會大阪支所

4. 3 6
406

第 2017 號

昭和四年三月四日

大阪支所長事務取扱
理事 藤 澤



常務理事 添田 敬一郎 殿

紀陽染工株式會社勞働爭議ノ件

一場 所 和歌山市新内

二社 長 岩 橋 留 楠

三創立年月 明治四十二年五月

四資本金 五十萬圓

五事業種類 木綿捺染